

4月に統一地方選挙が行われます

4月9日(日)は和歌山県議会議員一般選挙、4月23日(日)は橋本市議会議員一般選挙の投票日です。両選挙とも棄権することなく投票しましょう。

今月号では和歌山県議会議員一般選挙についてお知らせします。

なお、橋本市議会議員一般選挙については、広報はしもと4月号で詳しくお知らせします。



▶ 告示日および投票の日時

告示日 3月31日(金)

投票日時 4月9日(日) 午前7時～午後8時

※杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾地区の各投票所の投票時間は、午前7時～午後7時です。

▶ 投票所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

▶ 投票できる人

平成17年4月10日までに生まれた人で、令和4年12月30日までに本市で住民票が作成され、本市の選挙人名簿に登録されている人。

県外へ転出された人は、投票できません。

なお、令和4年12月31日以降に県内の他の市町村へ転出した場合、本市の選挙人名簿に登録されている人は、本市で投票できます。また、令和4年12月31日以降に県内の他の市町村から本市に転入し、前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、前の住所地の市町村で投票できます。これらの場合、市町村長が発行する証明書の提示などにより、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

▶ 投票所入場券

投票所入場券は世帯ごとに封書で送付します。投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越しの際は投票所入場券をご持参ください。

なお、投票所入場券が届かなかった場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録があれば投票できますので、投票日に受付で申し出てください。

▶ 期日前投票

仕事や用務のため、投票日に投票所へ行けない人は、事前に期日前投票ができます。

※投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ記入していただくと受付がスムーズに済みます。

投票期間 4月1日(土)～8日(日)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市民会館 1階ギャラリー

▶ 不在者投票

①不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や施設に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設へ申し出てください。

②他の市町村に滞在している人は、橋本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を受けた上で滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

③身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人は、その障がいの程度により郵便投票ができます。また、介護保険で「要介護5」に認定されている人も郵便投票ができます。事前に橋本市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要です。

④新型コロナウイルス感染症のため、宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票ができます。

▶ 開票 開票日時 4月9日(日) 午後9時15分～
開票場所 サカイキャニング産業文化会館

▶ 問い合わせ 橋本市選挙管理委員会 ☎33-1186

選挙公報・啓発チラシを配布します

選挙公報や各投票所の案内図を掲載した選挙啓発チラシを新聞折り込みにより配布します。新聞を購読していない家庭で、以前に届出をしていない場合は、別途郵送もできますので、橋本市選挙管理委員会までご連絡ください。

また、市役所、中央公民館、各地区公民館にも備え付けます。選挙公報は、和歌山県選挙管理委員会のホームページからも確認することができます。



フットボール推進事業「施設・練習見学会」



未来への挑戦



1月21日、筒香スポーツアカデミー（隅田町垂井）で、「施設・練習見学会」を開催し、橋本市スポーツ推進アドバイザーの筒香嘉智選手と市内の小学生40人が交流しました。

子どもたちは、室内練習場や内野フィールドで運動した後、筒香選手のトレーニング風景を見学しました。